



修学資金貸与医師の配置調整（案）について

2025/3/13（木）

令和 6 年度第 3 回医療対策協議会

- ・ 現在、修学資金貸与医師で臨床研修 2 年目の13名が、令和 7 年 3 月末で臨床研修を修了する予定である。
- ・ また、自治医科大学卒業医師についても令和 6 年度第 2 回医療対策協議会において配置に係る考え方を了承いただいたところである。
- ・ 令和 7 年 4 月からの指定医療機関を決定(配置調整)する必要がある。

修学資金貸与医師の臨床研修修了後の配置調整について、資料 2 - 2 の配置調整 (案) のとおり、並びに自治医科大学卒業医師の配置調整について、資料 2 - 3 の配置調整 (案) のとおり、配置してよいか。

1 地域枠医師の配置（案）

1. 対象地域枠医師配置（案）について

○ 対象医師：13名（令和5年3月卒業）

大学名	対象人数	備考
横浜市立大学	4名	（平成29年4月入学者4名）
聖マリアンナ医科大学	5名	（平成29年4月入学者5名）
北里大学	1名	（平成29年4月入学者1名）
東海大学	3名	（平成29年4月入学者3名）

2. 地域枠医師配置までのスケジュール

○ これまでの経緯と今後の流れ

	令和6年6月 以前	7～9月	10～12月	令和7年1～3月	令和7年 4月～
手続き 関係	キャリア形成プログラム誓約書又は 選択書を送付 修学資金貸与医師 に対するキャリア 形成プログラムへの参加	7月 臨床研修修了後及び専 門研修の意向調査 修学資金貸与医師に、 専門医の取得希望及び 希望する専門研修病院 を調査 		協定締結 指定医療機関決定通知書 (指定病院決定通知書)を 修学資金貸与医師に送付 (3月末) 	指定医療機関 (指定病院) で修学資金貸 与医師が勤務 を開始
会議		9月17日 第1回医療対策協議会 意向調査の結果共有	12月19日 第2回医療対策協議会 配置に係る考え方を協議	3月13日 第3回医療対策協議会で・ 修学資金貸与医師の配置調 整(案)を決定	

2 自治医科大学卒業医師の配置（案）

自治医科大学卒業医師の配置方法について

令和6年度第2回
医療対策協議会説明内容

○ 本県のローテーションは原則として以下のとおりである。

【ローテーション】

卒後年	1～2年目	3～5年目	6～9年目
勤務先	初期臨床研修	後期研修（専門医取得）	地域医療機関勤務
	神奈川県立足柄上病院	県立病院等/保健福祉事務所	公立又は公的医療機関

【卒後6～9年目の配置先】

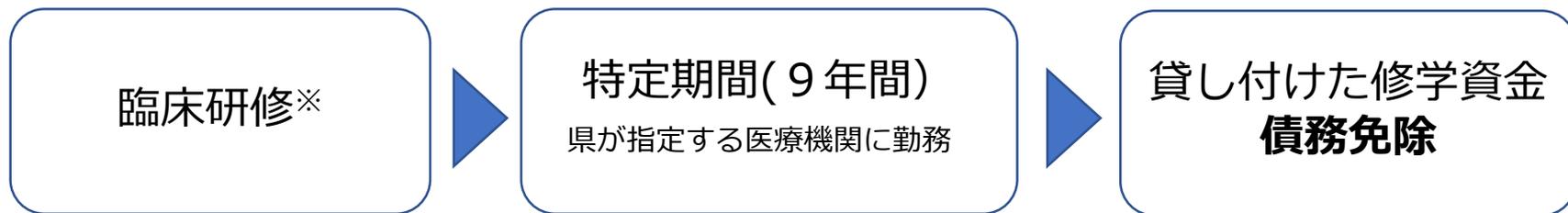


卒後6・7年目		卒後8・9年目
奇数期	偶数期	県内の公立・公的病院 ※医師派遣を要望する公立又は公的医療機関から、県が選定して配置する。
派遣要望がある医療機関をローテーション ・病院 ・診療所（煤ヶ谷診療所は除く） ・保健福祉事務所（以下「HWC」という） ※同期で2年間を分担、 ※2名期と3名期があり、ローテーションを各自設定	派遣要望がある医療機関をローテーション ・病院 ・煤ヶ谷診療所 ※同期で2年間を分担 ※2名期と3名期でローテーションを各自設定	

◆概要

修学資金貸与医師

- 産科等医師修学資金貸与医師（以下、「産科等医師」）
- 地域医療医師修学資金貸与医師（以下、「地域医療医師」）



※ 令和元年7月に条例を改正し、当該医師が令和2年3月までにキャリア形成プログラムを選択した場合、臨床研修を含めて特定期間が9年間となる。

(参考) 修学資金貸与制度について

◆ 従事義務

	1～2年目	3～5年目	6～9年目	10～11年目
① キャリプロ (R6年度施行版) を選択している	臨床研修 ※県内に所在する基幹型臨床研修病院が作成した臨床研修プログラムに基づき研修	専門研修 ※県内に所在する基幹施設及び連携施設で研修	地域医療実践 ※キャリプロに掲載されている県内のうち <u>地域A,B群</u> に所在する医療機関で従事 ※対象医療機関は毎年調査の上選定	
② キャリプロ (R1年度施行版) を選択している			地域医療実践 ※キャリプロに掲載されている県内に所在する医療機関で従事 ※対象医療機関は毎年調査の上選定	
③ キャリプロを選択していない (H31年度入学者まで)	臨床研修 (義務外)	県内の医療機関で指定された診療科を担当する医師の業務に従事		

◆ 配置調整

【卒後1～2年目（臨床研修）】

- ・ 地域枠医師は県内基幹型臨床研修病院が作成する臨床研修プログラムの中から希望するものを選択する。

【卒後3～5年目（専門研修）】

- ・ 専門医制度新整備指針にいう「基本的診療能力の獲得」のため、専門医の取得を推奨
- ・ 県内の専門研修基幹施設のプログラムを履修し、県内医療機関に配置
- ・ 医師の希望により専門研修を履修せず、指定医療機関勤務を選択することも可能

【卒後6～9年目（指定医療機関勤務）（地域医療実践）】

- ・ 派遣先医療機関の受入希望状況を把握し、派遣予定医師に情報提供
- ・ 地域枠医師は、派遣先医療機関リストから従事したい医療機関を選択
- ・ 各地域枠医師は希望する理由を明らかにし、派遣希望配置先（優先順位をつけて複数）を県に回答
- ・ 地域枠医師の意向を踏まえ、希望を尊重し、医療対策協議会において派遣先の承認手続きを行う。

※ 地域枠医師が医療機関を検討するにあたって、必要に応じてキャリアコーディネーターが相談に応じる等支援する。